



2021年12月20日

各位

会社名 東急建設株式会社
代表者名 取締役社長 寺田 光宏
(コード番号:1720 東証第1部)
問合せ先 経営企画部長 小西 雅和
(TEL. 03-5466-5008)

第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2021年12月20日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当による自己株式の処分を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

1. 処分要領

(1) 処分期日	2022年1月17日
(2) 処分株式数	1,431,100株
(3) 処分価額	1株につき654円
(4) 処分総額	935,939,400円
(5) 処分先	野村信託銀行株式会社(東急建設従業員持株会専用信託口)
(6) その他	本自己株式の処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的及び理由

当社は本日開催の取締役会において、従業員に対して企業価値向上のインセンティブの付与と、株主としての資本参加促進を通じて従業員の勤労意欲を高め、当社の恒常的な発展を促すことを狙いとして、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)」(以下、「本プラン」といいます。)の導入を決議いたしました。

本プランの概要につきましては、本日付『「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」の導入について』をご参照下さい。本自己株式の処分は、本プランの導入のため設定される野村信託銀行株式会社(東急建設従業員持株会専用信託口)に対し行うものであります。

処分数量については、本持株会の買付実績(直近の月例買付、賞与買付及び配当再投資の実績額)を年次換算した額を年間買付予定額として、信託設定期間(約5年)における本持株会の買付予定額を算出し、これを処分価額で除した株数であります。

また、本自己株式処分により希薄化は生じるものの、割当予定先であるE-Ship信託から本持株会へ毎月少しずつ譲渡される為、流通市場への影響は軽微であること、及び本プランの導入により、従業員の意識高揚による企業価値の増大に寄与すると考えております。従いまして、本自己株式処分による影響は軽微であり、希薄化の規模は合理的であり、市場への影響は軽微であると判断いたしました。なお、希薄化の規模は次のとおりとなります。

発行済株式数（2021年9月30日時点）	106,761,205株	1.34%
総議決権数（2021年9月30日時点）	1,043,928個	1.37%

信託契約の概要

委託者： 当社
 受託者： 野村信託銀行株式会社
 受益者： 受益者適格要件を満たす者（受益権確定事由の発生後一定の手続を経て存在するに至ります。）
 信託管理人： 当社内の従業員より選定
 信託契約日： 2021年12月20日
 信託の期間： 2021年12月20日～2027年1月25日
 信託の目的： 当社持株会に対する安定的かつ継続的な株式の供給及び受益者適格要件を満たす者への信託財産の交付
 議決権行使： 受託者は、信託管理人の指図に基づき当社株式の議決権を行使します。

3. 払込価額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式の処分は従業員株式所有制度である本プランの導入を目的としております。処分価額につきましては、恣意性を排除するため2021年12月17日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社株式終値である654円としております。これは、取締役会決議日直前のマーケット・プライスであり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、割当予定先にとって特に有利な金額には該当しないものと判断しております。なお、処分価額の東京証券取引所における当社株式の終値平均からの乖離率（小数第三位を四捨五入しています。）は次のとおりとなります。

期間	終値平均（円未満切捨て）	乖離率
1ヶ月（2021年11月18日～2021年12月17日）	666円	-1.80%
3ヶ月（2021年9月17日～2021年12月17日）	744円	-12.10%
6ヶ月（2021年6月18日～2021年12月17日）	761円	-14.06%

上記処分価額については、取締役会に出席した監査役5名（うち社外監査役3名）全員が、本自己株式の処分が本プランの導入を目的としていること、及び上記処分価額が取締役会決議日の前営業日の終値であることに鑑み、割当先に特に有利な処分価額には該当しない旨及び当社が判断した過程は合理的であり、かかる判断については適法である旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続き

本第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）ことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以上